

第2期北海道北広島市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年1月1日現在における北海道北広島市の行政区域とする。概ねの面積は11,900ha（北広島市面積）である。

ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は除く。

また、本促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他の地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、その他の環境保全上重要な地域（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

北広島市は、北海道の西中央部の石狩平野南部に位置し、西は道都札幌市、北は江別市、東は長沼町と南幌町、南は恵庭市に接している。地形は、南西部にある島松山付近を除いて、標高約100m前後の丘陵が各所にあつて起伏に富んでいる。また、市内東部の低地には、水田などの農地が広がっている。

寒地稲作発祥の地である北広島市は、純農村として発展してきたが、昭和38年以降は新産業都市道央地区指定も相まって工場などの立地がめざましくなり、産業構造の高度化が進行した。

本市では、大都市近郊である利便性と豊かな自然を併せ持つ居住環境の良さから、近年は定住促進に寄与する施策を展開するとともに、都市型観光の促進など、交流人口の拡大を図る施策についても積極的な展開を行ってきた。

このような中、市内の「北海道ボールパークFビレッジ」において、北海道をフランチャイズとするプロ野球チーム「北海道日本ハムファイターズ」の新球場「エスコンフィールドHOKKAIDO」が令和5年3月30日に開業したことにより、スタジアムを中心としながら多くの人々が幅広く集い、楽しみ、交流するボールパーク構想の実現に向け、インフラ環境の整備や機運の醸成を推進している。

（インフラの整備状況）

北広島市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、札幌市や道内外のいずれに対しても高い交通利便性を有しており、このことがまちの発展に大きく寄与している。

道路では、国道36号や国道274号を中心とした広域幹線道路網があり、道央自動車道では、北広島インターチェンジや輪厚スマートインターチェンジなど、札幌中心部や新千歳空港、道内主要都市などへのルートは充実している。

鉄道では、北海道旅客鉄道株式会社（以下、「JR」という。）千歳線があり、北広島駅から札幌駅までは快速で16分、新千歳空港駅までは21分となっている。

新千歳空港には3,000mの滑走路が2本整備されており、東京国際空港（羽田空港）行きを中心に令和5年8月現在、国内路線30本、国際路線10本が就航し、全国や世界へ容易に移動できる環境が整備されている。

海路は、国際拠点港湾の苫小牧港をはじめ、国際コンテナ基地の石狩湾新港や小樽港へも、高速道路を利用するといずれも60分以内のアクセスが可能となっている。

これらインフラの優位性を生かし、物流関連産業や、化学、印刷、食料品等の製造業が集積している。

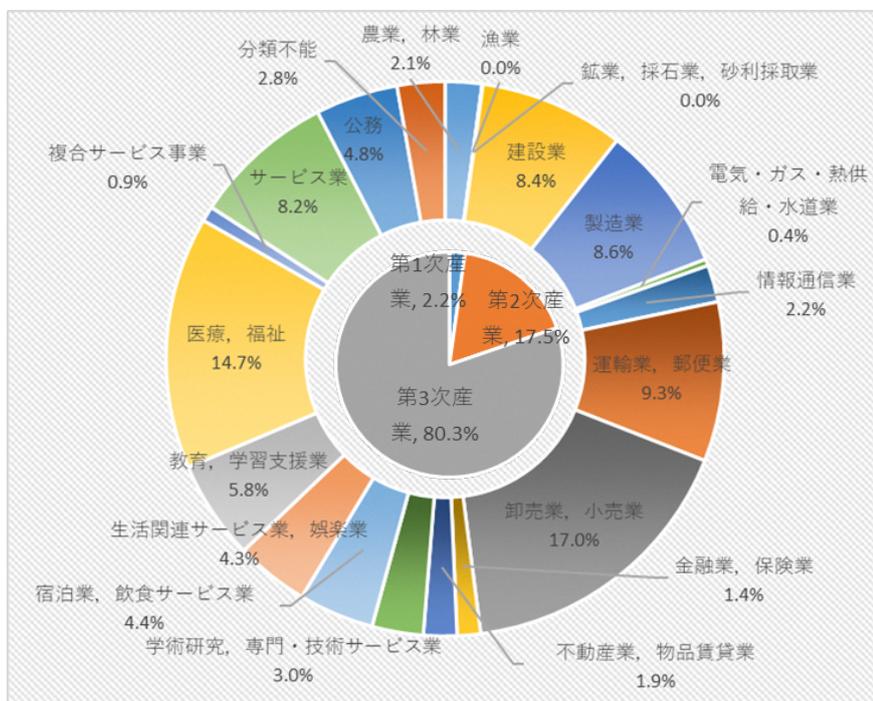
また、産業立地基盤として市内には6つの工業団地（広島工業団地・広島第2工業団地・大曲工業団地・大曲新工業団地・大曲第3工業団地・北広島輪厚工業団地）があり、約250社が立地している。既に5つの工業団地は分譲済みで、現在は、北広島輪厚工業団地で分譲を行っている。

（産業構造）

令和2年の国勢調査によると、本市の産業別人口の構成比は、第3次産業が80.3%で第2次産業が17.5%、第1次産業が2.2%となっている。業種別では、第3次産

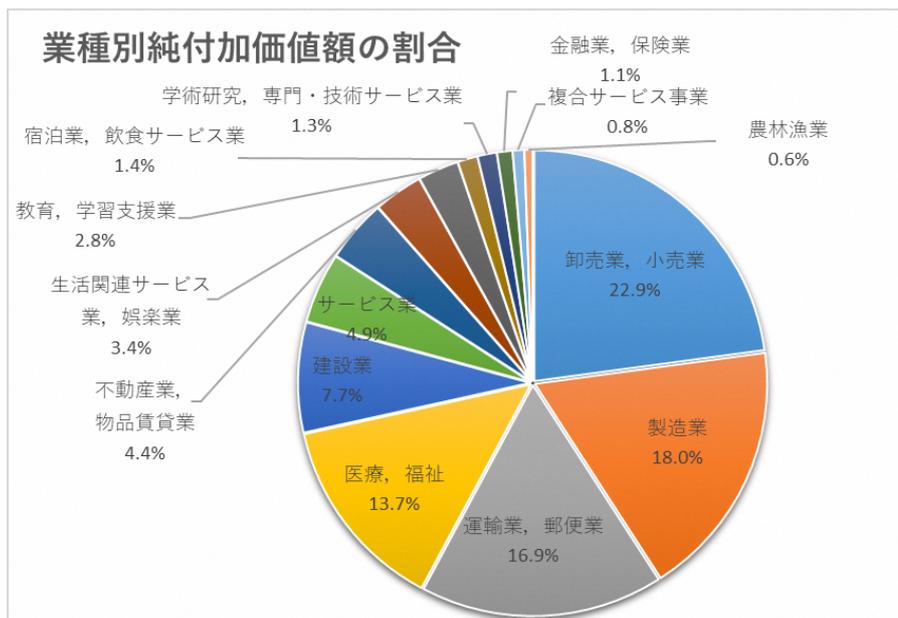
業の卸売業、小売業が17.0%、医療、福祉が14.7%、運輸業・郵便業が9.3%、第2次産業の製造業が8.6%で上位を占めている。

北広島市の産業別人口の割合



(出典：令和2年国勢調査)

また、市内の業種別純付加価値額とその割合は以下のとおりで、卸売業・小売業22.9%、製造業が18.0%、運輸業・郵便業が16.9%、医療・福祉が13.7%で上位を占めている。



(出典：令和3年経済センサス-活動調査)

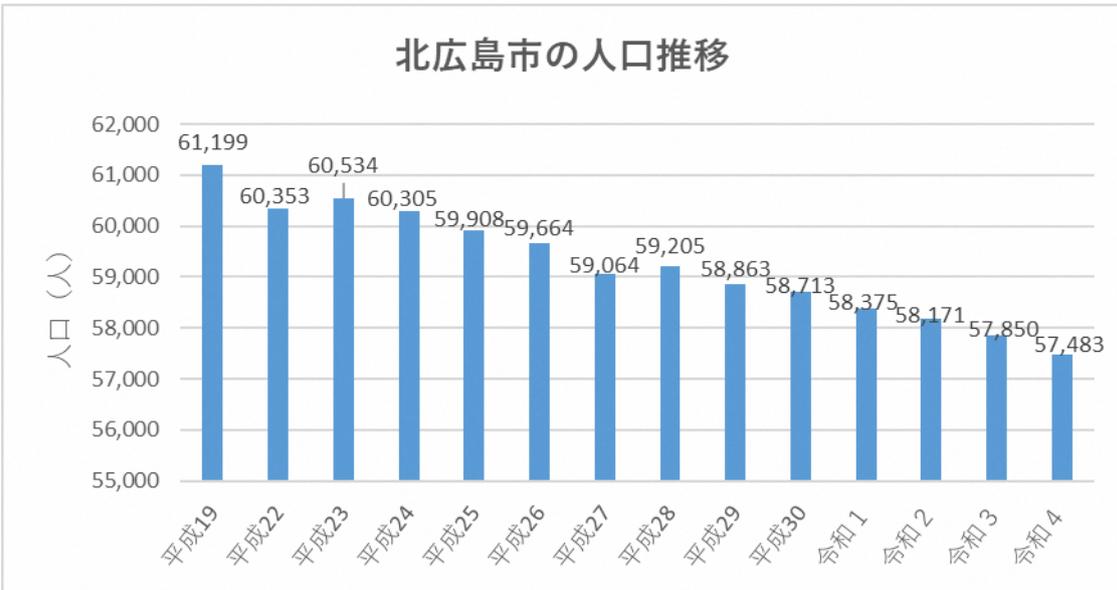


（出典：令和3年経済センサス-活動調査）

（人口分布の状況）

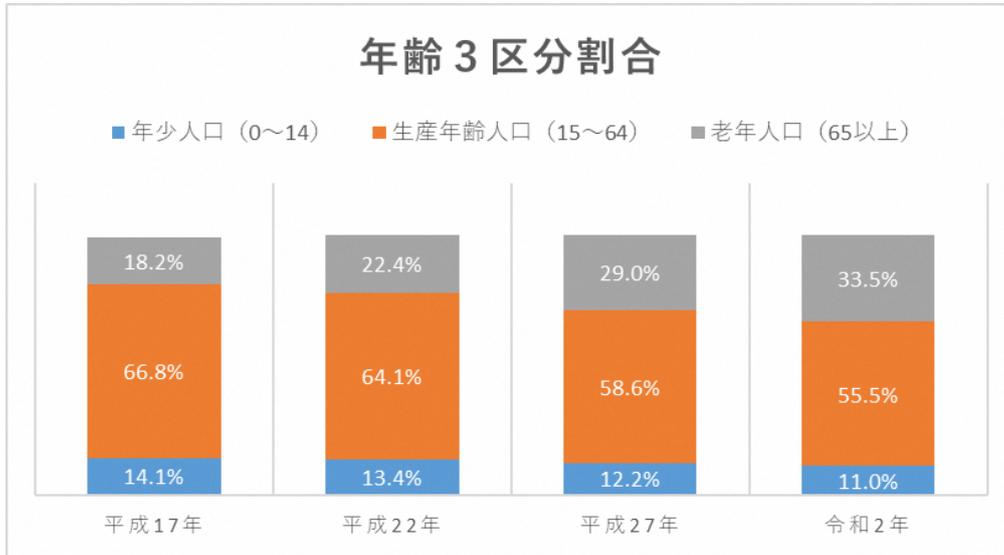
本市の人口は平成19年6月末の61,199人をピークに減少を続け、令和5年7月末時点57,020人で、前年同時期と比較すると549人減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年の本市の人口は、約46,800人まで減少すると推計されている。



（出典：平成22年、平成27年、令和2年国勢調査及び住民基本台帳）

また、生産年齢人口の占める割合については、少子高齢化の影響で、15年間で約15%減少しており、今後もますます進展すると予想される。



(出典：平成17年、平成22年、平成27年、令和2年国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市の産業のうち、全産業従業者の約1割、純付加価値額の約2割を占める製造業は、市内産業の柱である。製造品出荷額は、令和2年度の工業統計によると949億円(道内179市町村中13位)で、10年前と比較して334億円の増加となっている。

今後も製造品出荷額は、新たな企業が操業し増加傾向が予想されることから、本市の製造業、特に、食料品製造業、ものづくり関連産業の集積を背景に、さらなる生産性向上を進め、純付加価値額の増大と質の高い雇用の創出を行う。

また、製造品出荷額の増加により、本市の純付加価値額の約2割を占める運輸・郵便業にも経済的波及効果を及ぼすとともに、こうした物流関連企業の生産性向上を図り、地域内で好循環する状況を目指す。

さらに、北海道ボールパークFビレッジにおける北海道日本ハムファイターズが掲げるボールパーク構想の実現により、スタジアムに付随する商業、宿泊、アウトドア体験等の機能を有した施設の建設の他、地域への波及効果による宿泊業、飲食サービス業の成長を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	1,349百万円	1,737百万円	28.8%

(算定根拠)

- ・承認済みの4計画については、計画値を基本に付加価値創出額を算出し、総額から計画期間を除いた額を単年度の付加価値創出額とし、現状値を算出した。
- ・承認済みの4計画の現状値として、付加価値額を1,349百万円と算出し、計画終了までに、さらに57百万円が見込まれる。また、1件あたりの平均57百万円の付加価値額を生む地域経済牽引事業を4件新たに創出し、これらの地域経済牽引事業が促進地域で1.45倍の波及効果を与え、330百万円となり、合計で1,737百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・1,737百万円は、促進地域の製造業の付加価値額約223億円の7.8% (令和3年経済センサスー活動調査)、運輸業・郵便業の付加価値額約165億円の10.5%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業による雇用創出数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	337百万円	217百万円	△35.6%
地域経済牽引事業の新規事業件数	4件	8件	100%
地域経済牽引事業による雇用創出数	65人	90人	38.5%

(算定根拠)

- ・平均付加価値額の現状値は上記付加価値額1,349百万円を承認済みの4計画で除した数値とし、計画終了値は1,737百万円を8計画で除した数値とする。
- ・新規事業件数は、4つの地域特性とその活用戦略を設定しており、今後各分野から1計画ずつ事業が行われることを見込む。
- ・雇用創出数は現状の承認済み計画に記載されている雇用創出数を現状値とし、さらに13人の雇用が見込まれる。また、今後4計画の承認を見込むため、1事業所あたり3名増の12名の増加を見込む。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件すべてを満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で8%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で11%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の1常用従業員あたりの現金給与総額が開始年度比で10%増加すること。

なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

なお、以下の①～④に環境保全上重要な地域、また農用地区域及び市街化調整区域は含まれていない。現状、促進区域内における住宅地、商業地、工業地は不足傾向であり、特に重点促進区域に設定している工業地についてはほとんど遊休地がない状況となっている。

①重点促進区域1（以下の地図の「1」）

広島工業団地、広島第2工業団地を含む国道274号と北海道道江別恵庭線沿道の西の里地区、北の里地区、共栄地区のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域とする。

②重点促進区域2（以下の地図の「2」）

北海道道江別恵庭線沿道の中央地区、新富地区と北海道道栗山北広島線沿道の美沢地区のうち、準工業地域とする。

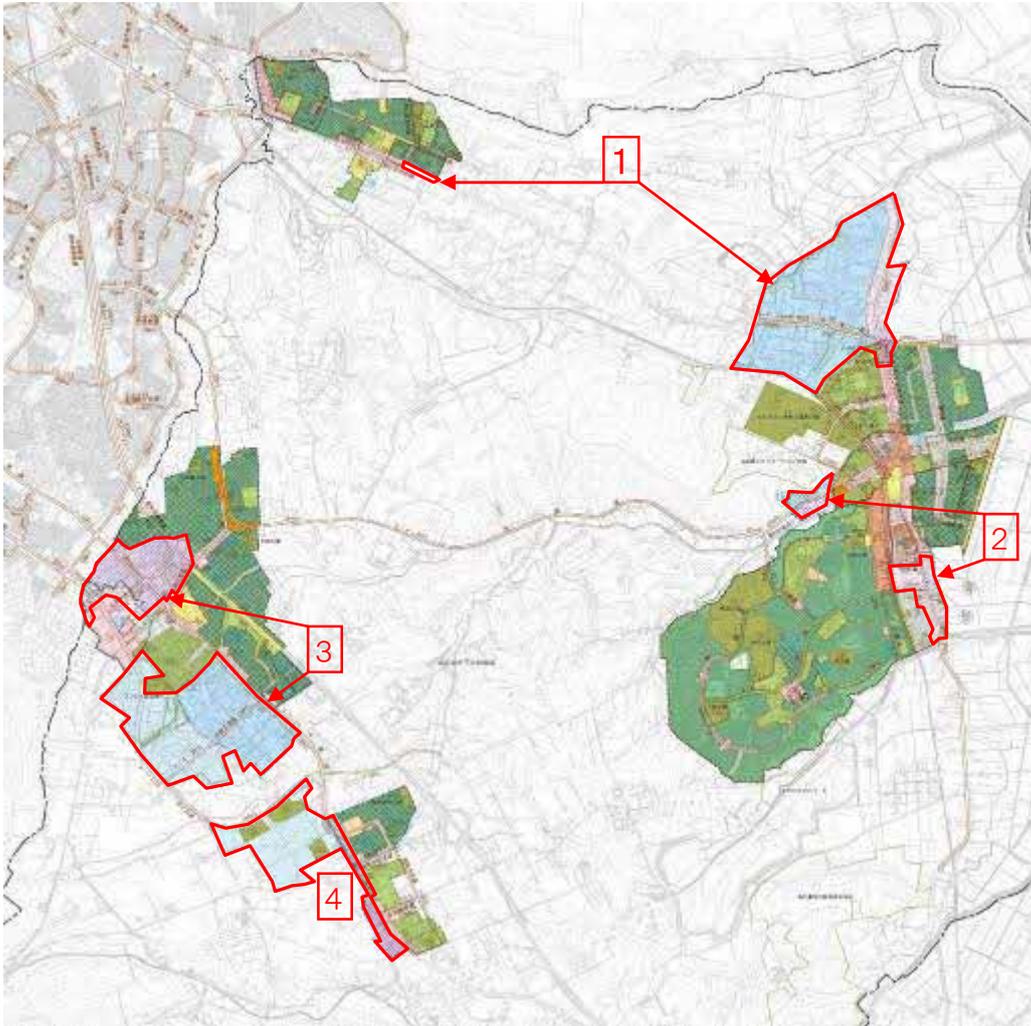
③重点促進区域3（以下の地図の「3」）

大曲工業団地、大曲新工業団地、大曲第3工業団地を含む、大曲地区の準工業地域、工業地域、工業専用地域とする。

④重点促進区域4（以下の地図の「4」）

輪厚工業団地を含む、西部地区の国道36号、北海道道仁別大曲線の沿道のうち、準工業地域、工業地域とする。

(地図)



(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は概ね528haとなっている。(①約187ha ②約33ha ③約226ha ④約82ha)

本区域は、主要幹線（道央自動車道、国道36号・274号、北海道道江別恵庭線・栗山北広島線・大曲工業団地美しが丘線・仁別大曲線など）の沿道で、交通アクセスに優れ、6つの工業団地（広島工業団地・広島第2工業団地・大曲工業団地・大曲新工業団地・大曲第3工業団地・北広島輪厚工業団地）を含んでいることから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

(関連計画における記載等)

ア 都市計画における記載：本区域は市街化区域で、用途地域は工業専用地域、工業地域及び準工業地域のいずれかとされている。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略：本市には、建設業や製造業、運輸業など、様々な企業が操業しており、地域経済の活性化や雇用の場として、企業の活力がまちの発展をけん引している。企業間の連携や企業の成長拡大に向けた支援のほか、市内での人材確

保に向けた取り組みを企業と行政が一体となって推進する。

ウ 北広島市都市計画マスタープラン：本市の既存の工業団地には、多くの企業が立地、操業しているが、今後も活発な事業活動が展開されるよう、産業振興施策の連携のもと、積極的な企業誘致を推進するとともに、工業地環境の保全と向上を図る。

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域1】

区域の設定にあたっては、道央と道東を結ぶ幹線の国道274号や北海道道江別恵庭線の沿道に造成された広島工業団地と広島第二工業団地には、主に鉄工、金属加工、物流などの企業約70社が立地している。

【重点促進区域2】

北海道道江別恵庭線沿道に広がるこの地域は、工業団地として造成は行っていないが、大小の食料品製造工場や運輸業などが立地している。

【重点促進区域3】

国道36号を中心に道央自動車道と北海道道仁別大曲線（羊ヶ丘通）が平行するこの地区は、交通アクセスに優れた特性を生かし、大曲工業団地、大曲新工業団地、大曲第3工業団地が造成され、主に流通業、運輸、卸業、新聞印刷工場などの企業約180社が立地している。

【重点促進区域4】

国道36号と北海道道仁別大曲線の合流箇所に隣接する、北広島輪厚工業団地は平成26年度に造成が完了し、分譲率も99.1%（令和5年8月末現在）となっている。製薬業、運輸、製造業などの15社が立地している。

重点促進区域1～4の中で6つの工業団地が記されているが、分譲地があるのは北広島輪厚工業団地の約1%分（1宅地 約0.3ha（令和5年8月末現在））だけで全て分譲済みとなっており、その他の区域においても大規模な遊休地等はない状況である。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

【重点促進区域1】

北海道北広島市西の里東4丁目1番の一部、10番の一部、11番の一部、北の里1番1、2、2番1～12、17～20、3番2、5、6、8、10～16、22、24～27、29、31、4番2、5番1、6番2、7番1、2、8番1、9番1～11、10番2、11番3、4、7、16番1、17番7、20番1、21番2、22番1、2、23番1、27番2～4、6、7、11、15～19、29番2、30番1、3～5、34番、35番3、4、36番1、3、4、11、41番1、3～5、7～11、18、20、27、29～31、42番2、4、5、7、10、13、16、21、23、24、26、38、39、52番3、8、11、15、16、56番5、11、17～19、2

2、24、27、57番2、6、64番2、3、69番2、3、71番1、72番1～3、5、6、8、9、73番2、3、9、74番1、76番2、101番4、236番、237番1、2、5～9、238番1～6、9～11、239番1～3、240番1、241番1、244番1～3、9、254番1、255番1、256番1、2、6、258番1、259番1、260番、261番1、2、262番1、2、263番1、2、4、264番1、2、265番1、3、275番1、535番9、10、538番1～3、539番、540番1、2、556番1、5、8

共栄1番1、3番1～4、6、10～14、18、4番1～11、5番1～4、6番3～5、7、9～11、17、19～25、7番8、9番1、3、5～12、15、16、10番1、11番1、2、4、12番1～3、14番1～3、5、15番1～5、16番1、2、4～7、17番1、2、18番、19番、20番1、21番1、2、4～6、22番1～3、23番1、5、24番1、25番1、2、8、26番1～6、27番1、4、5、28番1、3、29番1、31番1～7、12番～19番、32番1、2、33番2～4、34番1、35番1、36番2、37番2～7、39番1、2、5、6、40番1、2、41番3、43番4、44番3、7、45番2、49番6、54番2、3、6～8、10、13～15、17～23、25～29、32～35、38～40、45、117番2、133番1、135番2、136番1、146番2、151番5、159番2、3、161番1、163番1、323番1、2、4～9、11、324番1、3、4、6、326番1、2、4、7、8、10、11、327番1、7、8、328番1、2、329番1、2、5～20、330番1～5、9、332番1、3、333番、335番1、5、6、336番1、337番1、338番1、340番1、2、351番1、5、352番1、353番1、354番1、355番1、361番1、362番1～4、11、20～28、363番1、3～6、8、13～16、364番1、365番1、373番1、374番、375番1、376番1、377番1、381番1、383番1、539番1、540番1、541番1、2、4、542番1、543番、544番2、545番1、2、4、546番1～3、547番1、2、5、7、10、11、548番2、4～6、549番1、550番1、578番2

共栄町5丁目1番の一部、6番の一部、7番～9番、13番～17番、18番の一部、

【重点促進区域2】

北海道北広島市新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、新富町西1丁目1番～3番の一部、2丁目1番、3丁目1番、新富町東1丁目3番～8番、2丁目1番～6番、中央6丁目14番、美沢4・5丁目、

【重点促進区域3】

北海道北広島市大曲工業団地1丁目～8丁目、大曲幸町1丁目6番～13番、2丁目1番～11番、12番の一部、7丁目2番、大曲中央1丁目1番の一部、2番～12番、大

曲並木 1・2丁目、大曲緑ヶ丘 1丁目 1番の一部

【重点促進区域 4】

北海道北広島市輪厚工業団地 1・2丁目、輪厚中央 1丁目 1番の一部、10番の一部、11番の一部、5丁目、輪厚元町 1丁目 1番、2番の一部、3番の一部、4番の一部、5番の一部、6番の一部、7番の一部、2丁目 1番の一部、2番の一部、3番の一部

設定する区域は、令和 5 年 1 月 1 日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野
- ②北広島市の化学工業、印刷・同関連業等の集積を活用したものづくり関連分野
- ③北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野
- ④北広島市の「北海道ボールパーク F ビレッジ」等のインフラを活用したスポーツ・観光・まちづくり関連分野

(2) 選定の理由

- ①北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野

本市は、主要幹線道路（道央自動車道、国道 36 号・274 号、北海道道江別恵庭線・栗山北広島線・大曲工業団地美しが丘線・仁別大曲線など）を擁していることから、車で札幌市や新千歳空港には約 30 分、石狩湾新港には約 60 分、道内最大の取扱貨物量を誇る苫小牧港には約 40 分など、各方面への接続も良好で交通アクセスに優れている。このように、本市は道都札幌市に隣接している点や、道内主要都市と高速道路で結ばれていることから交通の要衝として高い優位性を持っている。



(出典：令和5年8月 北広島市経済部商工業振興課)

北広島市から道内主要地までの所要時間（高速道路を利用）

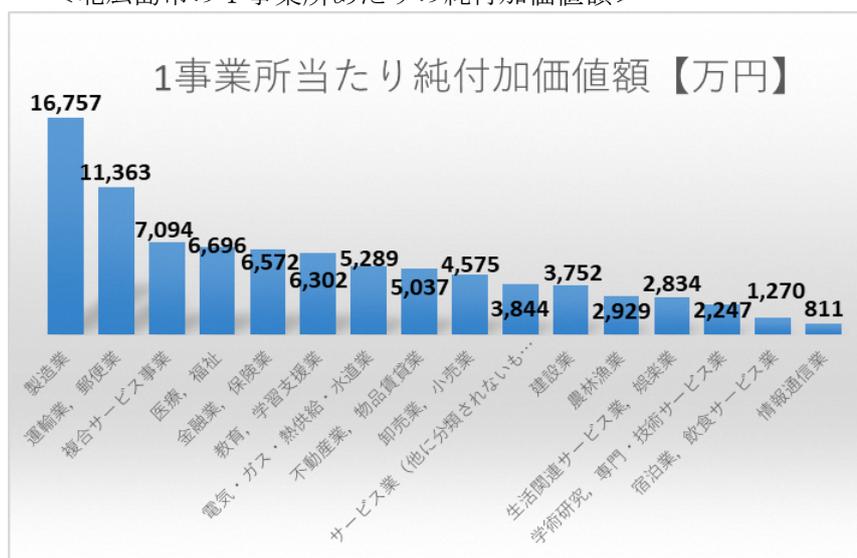
地名	所要時間	地名	所要時間
札幌市中心部	約30分	帯広市	約2時間30分
新千歳空港	約30分	釧路市	約4時間
苫小牧港	約40分	根室市	約5時間30分
石狩湾新港	約60分	北見市	約4時間
小樽市	約60分	旭川市	約2時間
室蘭市	約1時間30分	紋別市	約4時間
函館市	約4時間	稚内市	約5時間

(出典：令和5年8月 北広島市経済部商工業振興課)

こうした交通インフラの優位性を背景として、市内の6つの工業団地（広島工業団地・広島第2工業団地・大曲工業団地・大曲新工業団地・大曲第3工業団地・北広島輪厚工業団地）には、多くの物流関連企業が立地している。

令和3年の経済センサスによると、市内の運輸・郵便業の付加価値額は約165億円（本市の全産業付加価値額の約17%を占める）となっており、重要な産業と位置づけている。また、本市における物流関連企業の1事業所あたり平均付加価値額は11,363万円であり、上位に位置している。

＜北広島市の1事業所あたりの純付加価値額＞



（出典：令和3年経済センサス-活動調査）

これら物流関連産業は、当地域の主力産業であるものづくり関連産業の流通需要も多く、本市で生産される製品等を迅速かつ効率的に大消費地等へ供給することが可能となるなど、相互補完の関係にある。

本市ではこれら物流関連企業の取り組みを支援すべく、北広島市企業立地促進条例に基づき、事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税等の課税免除を実施している。

以上を踏まえ、本市の道央自動車道等の交通インフラを生かし、物流関連企業の強みを伸ばすとともに、他産業への経済的波及効果をもたらしていくなど、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

②北広島市の化学工業、印刷・同関連業等の集積を活用したものづくり関連分野

令和3年度経済センサスによると、本市には、64社の製造業が立地し、約3100人が従事しており、上記①のとおり6つの工業団地を整備するなど、ものづくり関連企業が集積している。

本市製造業のうち、化学工業及び印刷・同関連業は8社（製造業全体の約13%）が立地し、約560人（製造業全体の約18%）が従事しており、これらの製造品出荷額は、228億円となっている。

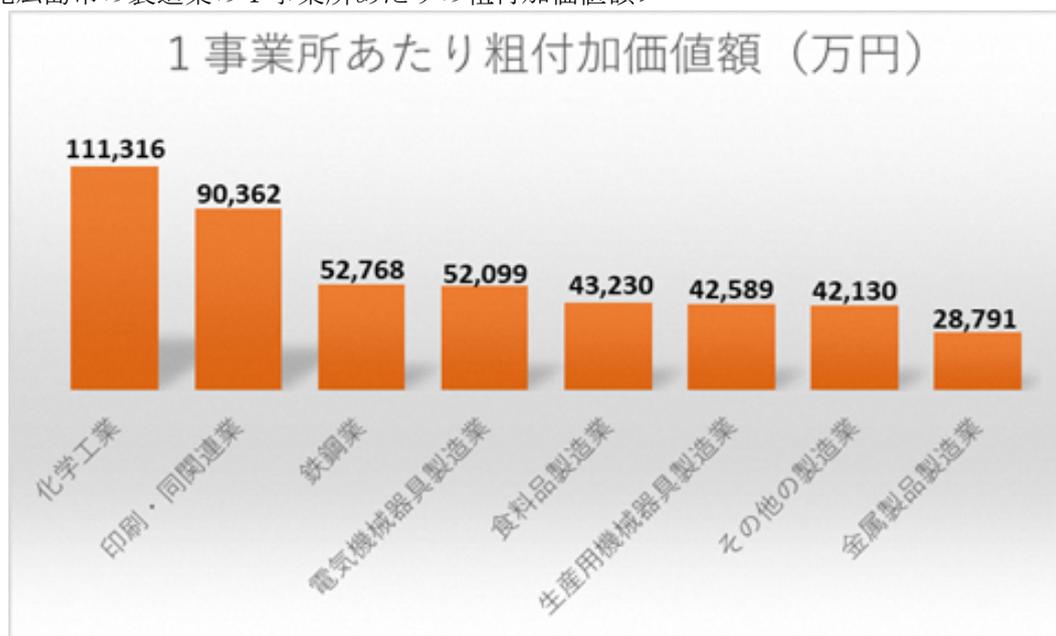
また、製造業の製品出荷額は、化学工業が173.1億円（製造業全体の約21%）、印刷・同関連業が約55億円（同7%）、1事業所あたりの粗付加価値額は、化学工業が11.1億円（北海道は6.5億円）、印刷関連業が9.0億円（北海道1.6億円）と市内製造業の中でも強みのある産業であり、本市の基幹産業となっている

<北広島市の製造業の付加価値額>



（出典：令和3年経済センサス-活動調査）

<北広島市の製造業の1事業所あたりの粗付加価値額>



（出典：令和3年経済センサス-活動調査）

また、本市に立地するものづくり企業の中には、強みのある化学工業や印刷・同関連業のほかにも、最先端の植物工場について令和2年「第8回ものづくり日本大賞」経済産業大臣賞を受賞した企業や、麻酔用注射針を設計から製造まで一貫しての行う数少ない企業で、令和2年の「北海道新技術・新製品開発賞」のものづくり部門で優秀賞を受賞するなど特徴的な事業を行う企業も多く存在し、高付加価値な製品を製造している。

さらに、大曲第3工業団地には、全国・地方紙の印刷工場が3社立地しており、企業間の連携による効率的な生産体制を構築している。

本市では、こうしたものづくり関連企業に対して、北広島市企業立地促進条例に基づく支援を行っており、製造業の用に供する施設を設置する企業へのなどを行っている。

以上を踏まえ、北広島市で重要な産業となっている化学工業、印刷・同関連業の集積を生かして、ものづくり関連産業のさらなる集積や製品等の高付加価値化を図るとともに、地域事業者の稼ぐ力の向上を目指す。

③北広島市の道央自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野

上記①に示したとおり、本市の交通アクセスの優位性から、市内には12社（本市製造業の約19%）の食料品製造業が立地している。

令和3年の経済センサスによると、食料品製造業の製造品出荷額等では、本市製造業のうち化学工業（約173億円）、に次ぐ額（約169億円）となっており、本市における重要な産業との位置づけである。

本市の食料品製造業者は、上記①で示した地域特性である交通インフラを生かし、市内で生産される食料品などをいち早く札幌圏や道内外の消費地に輸送が可能なことから、製品の鮮度保持において大きなアドバンテージとなっている。

本市に立地する食料品製造業者として、北海道を代表する菓子「白い恋人」を製造する企業が立地しているほか、ハムやベーコンの製造業においては、国際味覚審査機構が実施する品評会において優秀味覚賞の最高ランクとなる3つ星を受賞するなど、食料品製造業の新たな進出が相次ぎ、市内雇用の創出にも大きく貢献している。また、食料品製造の安全には欠かせない、トレーサビリティ（追跡可能性 製品に印字された記号から、生産から加工・出荷などを判別する）の取り組みを先駆的に行っている企業もある。

以上を踏まえ、本市の利便性の高い交通インフラを生かして、食料品製造業が製品を効率的に大消費地へ供給することを通じて、地域企業の付加価値額の増加、雇用の拡大を目指す。

④北広島市の「北海道ボールパークFビレッジ」等のインフラを活用したスポーツ・観光・まちづくり関連分野

北海道ボールパークFビレッジは、都市公園として都市計画決定を受けた約17haの広大な敷地である。

北広島市は上記①に示した道路交通インフラの優位性に加え、JR札幌駅とJR新千歳空港駅の間にJR北広島駅が位置している（北広島～新千歳空港所要時間：約20分）など、鉄道交通においても、大都市と北海道の玄関口をつなぐ位置という高い優位性を持っている。また、北海道ボールパークFビレッジは、JR北広島駅と近接（約1.5km）しており、特にその優位性を存分に活用できる立地となっている。



パシフィック・リーグ2023年度前半戦終了時点入場者数（主催試合）

球団	入場者数
北海道日本ハム	1,054,505 人
東北楽天	748,036 人
埼玉西武	793,501 人
千葉ロッテ	967,426 人
オリックス	1,037,777 人
福岡ソフトバンク	1,559,701 人

（出典：日本野球機構ホームページ）

北広島市はボールパーク構想に係る支援として、公園区域における土地使用料や固定資産税等の減免などを行う予定としているほか、宿泊業、飲食サービス業等の観光・まちづくり関連の事業者に対する支援についても、金融支援（北広島市中小企業者等融資制度など）を実施していくとともに新たな施策の検討も進めていく予定である。

さらに、ボールパーク構想がもたらす経済効果を存分にまちづくりに生かしていくことが重要であり、上述の本市による支援策をはじめとして長期にわたる計画的な施策の展開を図っていく。

以上を踏まえ、北海道ボールパークFビレッジ等のインフラを生かして、スポーツ・観光・まちづくり関連分野の地域経済牽引事業を促進し、域内事業者の付加価値額増加等につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような北広島市の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたって、国などの支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や北広島市にしかない強みを活用する。

（2）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置

北海道では、活発な設備投資が行われるよう、一定の要件を課した上で不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を定めており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び北海道の固定資産税について課税の免除を行っている。

また、北広島市においても、一定の要件を課した上で事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の免除、市民の雇用に対しての奨励金の交付に関して条例で定めており、今後も継続していく。これらの条に該当する一部の業種は、札幌市からの助成も受けられる。

②北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①地域経済牽引事業における事業者に対し、効率的かつ効果的な事業推進に必要となる公共データの活用を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課と北広島市経済部商工業振興課において、事業者の提案に対応する窓口を設置する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については両者が連携して対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用地の確保に向けた支援

「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）にあつては、その区域」で記載する、重点促進区域1～4の中で6つの工業団地が記されているが、分譲地があるのは北広島輪厚工業団地の約1%分（1宅地（約2ha））だけである。このため、新たな工業系土地利用について開発の可否を判断するために、調査・検討をおこなっていく。

②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度～ (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	北海道：運用 北広島市：運用	運用	運用
②北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公共データの活	運用	運用	運用

用			
【その他】			
①産業用地の確保に向けた支援	運用	運用	運用
②賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、本市は以下の機関と連携して、支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①北広島商工会

北広島商工会は昭和44年に設立され、会員数は約760社の会員で組織され、北広島では最も大きな経済団体である。地域事業者の経営サポートを行う組織で、経営・金融・税務・経理・労務・IT化等の相談、指導などを受けることができる。また、利用促進事業や市域振興事業を実施し地域経済活性化に寄与しており、これまで行ってきた様々な支援を継続・充実させ市内企業の問題解決にあたっていく。

②星槎道都大学

昭和39年に北海道産業専門学校として開校し、その後短期大学を経て、平成8年に4年生大学となる。各専門分野の現場で活躍する人材を育てることを目的に、社会のニーズに合わせ、今、日本で求められる人材を育成しており、本市のものづくり企業にも多数の卒業生が就職している。

また、カリキュラムの改定などを実施し、国内の他大学に先がけて、社会福祉学部を設置したほか、美術学部の特色を生かしたデザイン学科、建築学科などを有する。

産官学の連携拠点である「地域連携推進センター」を設置しており、企業・行政・大学が連携を深めながら、事業者の技術力向上、技術開発支援、就職支援などを行う。

③金融機関（株式会社北洋銀行・株式会社北海道銀行・北海道信用金庫）

企業の新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的な支援を行うほか、経営課題に対する相談に対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。また、事業者負担軽減のため、本市の中小企業者等融資事業のPR等を連携して行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和も図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活

動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、北海道自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

新規開発を行う場合は、周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めていく。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

(3) その他

P D C A体制は、北広島市経済部商工業振興課を中心に関係する部署を集め、毎年 7 月に会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では設定しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日とする。
「北海道北広島市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。